

京都大学宇宙総合学研究ユニット要項

- 第1 京都大学に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条の3の規定に基づき、宇宙総合学の構築のための学際的研究を行うための組織として、宇宙総合学研究ユニット（以下「ユニット」という。）を置く。
- 第2 ユニットにおける研究は、理学研究科、工学研究科、人間・環境学研究科、生存圏研究所、基礎物理学研究所及び総合博物館が連携して行う。
- 第3 ユニットの実施期間は、平成25年3月31日までとする。
- 第4 ユニットに、ユニット長を置く。
- 2 ユニット長は、第2に掲げる部局の専任の教授のうちから、第6に定める運営協議会の議に基づき、総長が任命する。
 - 3 ユニット長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 ユニット長は、ユニットの所務を掌理する。
- 第5 ユニットに、副ユニット長を置く。
- 2 副ユニット長は、第2に掲げる部局の専任の教授のうちからユニット長が指名する。
 - 3 副ユニット長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名するユニット長の任期の終期を超えることはできない。
 - 4 副ユニット長は、ユニット長の職務を助け、ユニット長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第6 ユニットに、ユニットにおける研究の実施その他運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会を置く。
- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。
- 第7 ユニットの事務は、宇治地区事務部において処理する。
- 第8 この要項に定めるもののほか、ユニットの組織及び運営に関し必要な事項は、ユニット長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に任命するユニット長については、第4第2項の規定にかかわらず、第2に掲げる部局の長の推薦する候補者について総長が任命するものとする。